

成立後は拡大解釈

治安維持法は、天皇制と周辺機構を指す「国体」の変革と私有財産制度の否認を掲げた結社の組織やそれへの参加の処罰を主な目的としていた。その後、二度の改悪や拡大解釈により、宗教団体や俳句結社までもが弾圧の標的となった。

同法案が審議された二五年三月の貴族院の特別委員会では答弁した小川平吉法相（当時）は、その広範な取り締まり機能への期待を率直に述べている。

「予備の又予備のやうなものまでも処罰しやうと云ふ是は非常に特別な立法であります。故に之を門前で喰ひ止める、即ち唯人と相談したとか、やれ煽動したとか、誠に予備の又予備のやうなことであります。それが大変重い刑罰を科すると云ふ訳であります」

戦前の治安弾圧に詳しい荻野富士夫・小樽商科大特任教授（日本近現代史）は「本質をついている」と、この発言に着目する。

「戦時体制へと向かう中で、治安維持法などが整備され、明確な反戦運動の妨

宗教、文学、反戦の思いも弾圧

安や不満といった意識や信条まで弾圧し、行動を起す前に封じ込めた。この状況は特定秘密保護法や安保関連法の成立後に提案されようとしている、今の「共謀罪」法案にも通じる。

治安維持法が成立した背景には、大正デモクラシーの流れを受け、同年成立した満二十五歳以上の男性を全て有権者とする普通選挙法や、日ソ国交樹立の動きに対応して活発化する社会主義者らの運動を抑えたい政府の危機感があった。

同法が本格的に適用された二八年の「三・一五事件」では、共産党員ら約千六百人が全国で一斉検挙さ



「治安維持法は「国体」を名目にした弾圧され、戦時体制を支え

れた。三角形の柱の上に座らせてひざに石を置く、天井からぶら下げて頭に血を逆流させる、といった拷問で自由を強要した。

この事件を機に同法は改悪され、同年の緊急勅令で最高刑が死刑に引き上げられ、新たに「目的遂行罪」が導入された。これは結社の目的を遂行するのに資した行為一切を指す。結社の一員でなくても構成員をかくまったり、宣伝物を預かっただけで罪に問えるようになった。「犯罪前の準備行為を要件とする共謀罪」と、目的遂行罪は似た性格だ」と荻野氏は指摘する。

目的遂行罪により、制定

らすれば含まれるはずのない行動、社会科学文献の読書会や入獄者への救援活動までも、同法違反とみなされるようになった。

法の拡大解釈は進み、三二―三三年の年間検挙数は一万人を突破。四一年の改悪では三審制から二審制へと司法手続きが緩和され、刑期を終えた後も再犯の恐れがあるとみなされれば拘禁が続けられる「予防拘禁制度」もつくられた。

荻野氏によると、警察の公式統計だけで、敗戦の四五年までの約十七年間で検挙者数の総計は六万八千人を超える。同法で拘束された作家の小林多喜二氏が拷問死したり、メディア関係



共謀罪法案の国会提出に反対する日井連主催の市民集会＝昨年9月、東京・霞が関の弁護士会館で

拷問横行 6万人超検挙

した横浜事件など多くの犠牲者を生み出した。

「治安維持法にある「国体」という言葉には魔力がある。特高警察に「天皇の警察官」を自負させ、法を逸脱したスパイ捜査や体制に歯向かう者への拷問へと駆り立てた。これを出されたら何も言えない、反論を封じ込める「印籠」のような概念で、共謀罪法案の「五輪のためのテロ対策」と重なる」と訴える。

共産党やその外郭運動の解体から、やがて戦時体制批判まで封殺し、「国体」への忠誠を強制的に薄いの治安維持法。「同法の歴史を見れば分かるように治安法制は一度適用されれば増殖し、拡張していく。対象犯罪を絞っても、集団主義を絞っても、本質的な危険は消えない。「一般人には関係ない」わけがない」

テスクメセ

「一般人は対象ではない」という理屈は法律でできれば、必ず「対象となるような人は一般人ではない」という論理を生む。駐車禁止をする人、ごみのポイ捨てをする人、たしかによく悪い行為だが「一般人」はすた。しかし「一般はやらない」となる。謀術数の怖さだ。